

第3 入札参加者等の備えるべき要件

入札参加者及び協力企業（以下「入札参加者等」という。）の備えるべき要件等（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりである。

1 入札参加者等の構成

- (1) 入札参加者は、単独の企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。参加グループは、当該グループを統括する一の企業（以下「代表企業」という。）及び構成員からなる。参加グループにあっては、代表企業が入札手続きを行うものとする。
- (2) 入札参加者の中には、建築一式工事を行う企業が少なくとも1者以上含まれるものとする。
- (3) 入札参加者は、入札参加者等を構成する企業を入札書類（入札参加表明書、入札参加資格審査申請書、入札書及び事業提案書を含む。以下同じ。）提出時に明らかにするものとする。
- (4) 入札参加者等を構成する企業は、他の入札参加者等を構成する企業になることはできないものとする。なお、相互に資本面又は人事面において関連のある者についても同様とする。ただし、設計業務、工事監理業務及び建設業務のいずれも行わない協力企業で、落札者として設立するSPCへの出資を予定しない者については、他の入札参加者の協力企業になることができるものとする。
- (5) 入札参加者等のうちの一者が、本事業における各業務を複数兼ねて実施することは妨げないものとし、また、業務範囲を明確にした上で入札参加者等の間で、一の業務を分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、工事監理業務と建設業務を実施することはできないものとする。
- (6) 入札書類の受付日以降、事業契約締結の日まで、入札参加者等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更（以下「入札参加者等の変更等」という。）を認めない。ただし、参加企業又は代表企業の変更以外の入札参加者等の変更等については、当該入札参加者等の変更等が入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できた場合は、病院機構の裁量により、当該入札参加者等の変更等を認める。

2 入札参加者等に共通の要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号、以下「改正前民法」という。）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 4 項各号の規定に該当しない者であること。
 - (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 255 条第 1 項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
 - (7) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を滞納していないこと。
 - (8) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を滞納していないこと。
 - (9) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (10) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
 - (11) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
 - (12) 大阪府建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
 - (13) 大阪府物品・委託役務関係指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

- (14) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (15) 本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与している者は以下のとおりである。
- 財団法人 日本経済研究所
 - 株式会社 伊藤喜三郎建築研究所
 - 株式会社 病院システム
 - 西村ときわ法律事務所
- (16) 第 5 の 1 に定める大阪府立精神医療センター再編整備事業に係る選定事業者審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (17) 刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 32 年法律第 54 号)違反による勧告若しくは告発等、入札参加者又は協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。
- (18) 病院機構から損害賠償請求を受けていない者(入札書類の受付日以前に請求を受け、入札書類の受付日において、損害賠償金を納付している者を含む。)であること。

3 業務を行う者の資格等要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

(1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者(以下「設計企業」という。)は、次の要件を満たしていること。

なお、複数の設計企業で業務を分担する場合は、それぞれの設計企業が、次の要件を満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす一級建築士で設計業務の技術上の管理及び総括を行う管理技術者を専任で配置できること。

(ア) 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者。

(イ) 平成 9 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に精神病床 300 床以上の病院の設計を行った実績を有する者であること。ただし、当該病院は、入札書類の受付日において、完工又は工事中であるものに限る。

(2) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者(以下「工事監理企業」という。)は、次の要件を満たしていること。

なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合、それぞれの工事監理企業が次の要件を満たしていること。

ア (1)アの登録を行っていること。

イ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 5 条の 4 第 2 項に規

定する工事監理者を専任で配置できること。

(ア) 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者

(イ) 平成 9 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の建築一式工事について工事監理を行った実績を有する者であること。

(3) 建設業務を行う者

建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たしていること。

ア 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）を担当する建設企業は、次の(ア)から(カ)までの要件を満たしていること。ただし、(ウ)、(イ)及び(オ)については、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあっては、そのうちの少なくとも 1 者が満たしていること。なお、建設企業が代表企業となる場合、当該代表企業は、(ア)から(カ)までの要件を全て満たすこと。

(ア) 建築一式工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を本事業の入札書類の受付日までに受けていること。

(イ) 建築一式工事について、平成 18 年 3 月 9 日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けた者であること。

(ウ) (イ)に規定する経営事項審査の結果の総合評価値が、1,200 点以上であること。

(イ) 平成 9 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の建築一式工事について完工した実績を有すること。

当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上であるものに限る。

(オ) 次に掲げる基準を満たす建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号八の規定による認定を受けた者。

b 平成 9 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の建築一式工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。

c 建設業法第 27 条の 18 の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証（建設工事業に係るものに限る。）の交付を受けている者で、建築一式工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。

(カ) 財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、I S O 9001 : 2000 の認証を受けていること。

イ アの建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち電気工事（以下「電気工事」という。）を担当させる場合、当該電気工事を担当する建設企業は、次の(ア)から(オ)までの要件を満たしていること。ただし、(ウ)及び(イ)においては、複数の建設企業が共同で電気工事を行う場合にあつては、そのうちの少なくとも1者が満たしていること。

(ア) 電気工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を入札書類の受付日までに受けていること。

(イ) 電気工事について、平成18年3月9日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。

(ウ) 平成9年4月1日から入札書類の受付日までの期間に300床（精神病床に限らない。）以上の病院の電気工事について、完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。

(イ) 次に掲げる基準を満たす建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 一級電気工事施工管理技士又は建設業法第15条第2号八の規定による認定を受けた者。

b 平成9年4月1日から入札書類の受付日までの期間に完工した300床（精神病床に限らない。）以上の病院の電気工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。

c 建設業法第27条の18の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、電気工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に3か月以上の雇用関係があること。

(オ) J A B又はJ A Bと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、ISO9001：2000の認証を受けていること。

ウ アの建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事（以下「管工事」という。）を担当させる場合、当該管工事を担当する建設企業は、次の(ア)から(オ)までの要件を満たしていること。ただし、(ウ)及び(イ)においては、複数の建設企業が共同で管工事を行う場合にあつては、そのうちの少なくとも1者が満たしていること。

(ア) 管工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を本事業の入札書類の受付日までに受けていること。

(イ) 管工事について、平成18年3月9日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。

(ウ) 平成9年4月1日から入札書類の受付日までの期間に300床（精神病床に限らない。）以上の病院の管工事について、完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。

(I) 次に掲げる基準を満たす建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

- a 一級管工事施工管理技士又は建設業法第 15 条第 2 号八の規定による認定を受けた者。
- b 平成 9 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の管工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。
- c 建設業法第 27 条の 18 の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、管工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。

(イ) J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、I S O 9001 : 2000 の認証を受けていること。

(4) 解体撤去業務を行う者

解体撤去業務を行う者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土木工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。

(5) 維持管理・医療関連サービス等業務を行う者

維持管理・医療関連サービス等業務のうち、下記の業務を行う者は、「平成 19・20 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格登録業者名簿」に登録されていること。一の業務を複数の企業で分担する場合は、それぞれの企業が登録されていること。

本事業における業務名	「平成 19・20 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格登録業者名簿」における業務種別中分類・小分類・種別コード
警備業務	警備（施設警備）066
食事提供業務	給食・配膳作業（病院給食）127
洗濯業務	医療機器賃貸（基準寝具等）162
医事業務	医療事務（医療事務）124

大阪府競争入札参加資格審査に関する問合せ先及び申請場所

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目（大阪府庁分館 6 号館）

大阪府総務部契約局契約第二課調整グループ（TEL 06（6941）0351 内線 5344）

4 入札参加表明書等の提出日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者等が、入札書類の受付日以降に入札参加資格を満たさなくなった場合、参加企業又は代表企業は、病院機構に対し、その旨を速やかに報告するものとし、その後の対応は、次のとおりとする。

- (1) 入札書類の受付日から落札者の決定の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合には、失格とする。ただし、当該入札参加者等が、代表企業以外の構成員又は協力企業（以下「構成員等」という。）である場合で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更により、入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更等を認め、入札参加者等を失格としないものとする。
- (2) 落札者の決定の日の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は、病院機構の裁量により、事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行う

ことがある。これにより事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行っても、病院機構は、一切の責めを負わない。

ただし、当該入札参加者等が、構成員等である場合で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更により、入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更等を認めるものとする。